

平成19年12月7日  
四国森林管理局

## 農林水産省発注者綱紀保持規程の制定について

### 1 背景

農林水産省では、公共工事における談合等の不正行為を排除するなど公共調達  
の適正化のための様々な取り組みを行ってきたところです。しかしながら、本年  
3月に地方農政局発注の水門工事に関して大規模な談合事件が、また5月には緑  
資源機構の発注に関し当省OBが関与した官製談合事件が、それぞれ発覚し、農  
林水産省における発注事務に対する国民の信頼を確保することが改めて大きな課  
題となっています。

このような中、7月31日付で、発注事務の適正化及び透明性の向上並びに発  
注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することを目的とする、「農  
林水産省発注者綱紀保持規程」(平成19年農林水産省訓令第22号。以下「発  
注者綱紀保持規程」という。)を制定しました。

### 2 発注者綱紀保持規程の概要

発注者綱紀保持規程では、発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務に  
ついて明らかにするほか、事業者の方との応接方法、不当な働きかけを受けた場  
合の対応等について定めています。(詳細は別添の発注者綱紀保持規程をご覧下  
さい。)